

～自治体 DX～

明和町デジタル推進計画

住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む歴史・文化のまち 明和

令和5年3月

三重県明和町

目次

第1章 明和町デジタル推進計画策定にあたって	1
1. 策定の目的・背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画のフォローアップ	3
第2章 デジタル化の現状と課題	4
1. 国の動向	4
2. 町外連携	5
3. 明和町の現状と課題	6
第3章 明和町のデジタル化に向けた基本方針	7
1. デジタル化に向けた方針	7
2. 取り組み内容	8
第4章 自治体DXに向けて	11
1. 推進体制	11

第1章 明和町デジタル推進計画策定にあたって

1. 策定の目的・背景

近年、デジタル技術の進歩により、パソコンやスマートフォンが普及し、誰もが簡単に情報を収集・発信できるようになり、ICT¹の進展は私たちの日常生活において大きな影響を与えています。

こうしたデジタル化が進む中、国は行政においてもデジタル化を加速させるため、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を改訂し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション²推進計画：以下「自治体DX推進計画」という」（令和2年12月25日閣議決定）を策定し、デジタル社会の構築に向けた自治体の取り組みを取りまとめました。

一方、「明和町人口ビジョン」（令和3年3月策定）に示されたとおり、本町の少子高齢化、人口減少は今後一層進み、行政サービス分野においても人材不足は深刻化することが想定されます。こうした中、町民の利便性を図り、安定した行政サービスを提供するためには、行政分野においてもICTやAI³等のデジタル技術を活用し、行政手続きの簡略化や行政運営の効率化など業務改革を進める必要があることから、本計画を策定するものです。

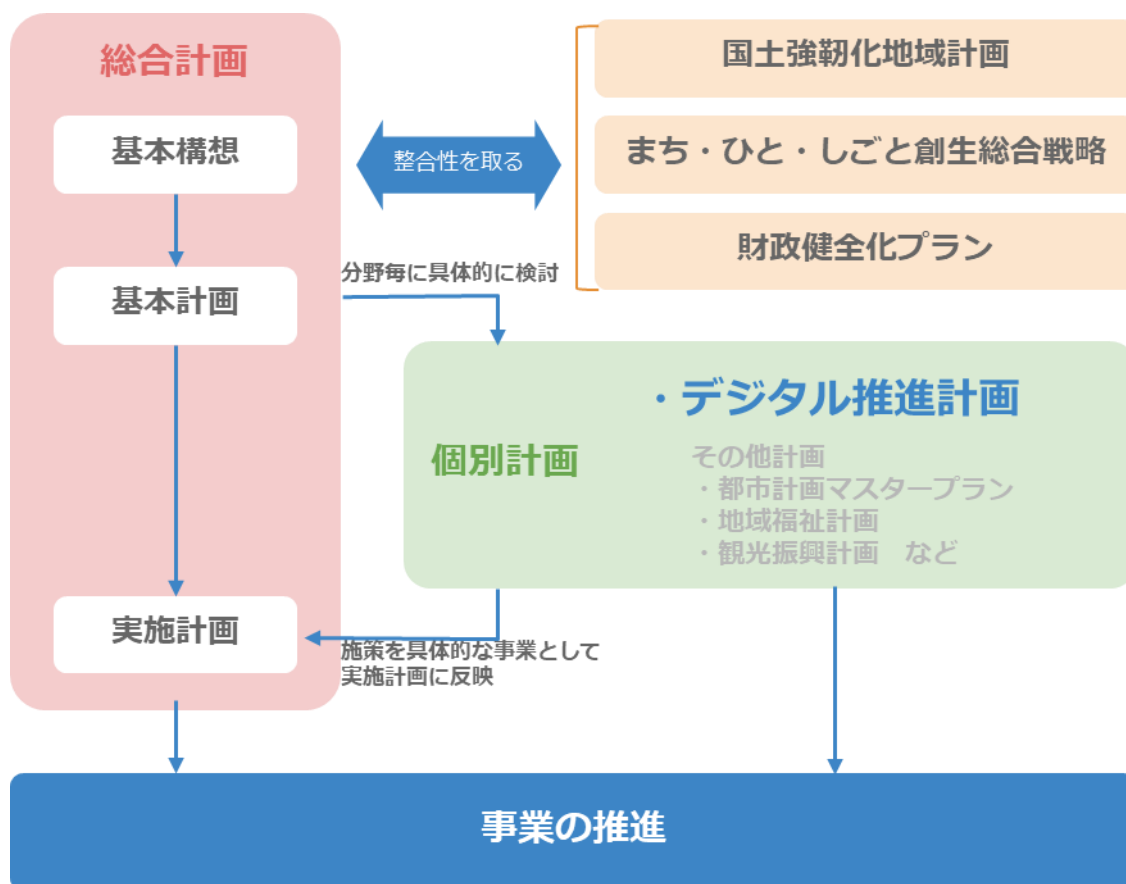
¹ ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと

² デジタル・トランスフォーメーション（DX）：デジタル技術の浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること

³ AI：「Artificial Intelligence（人工知能）」の略で、知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと

2. 計画の位置付け

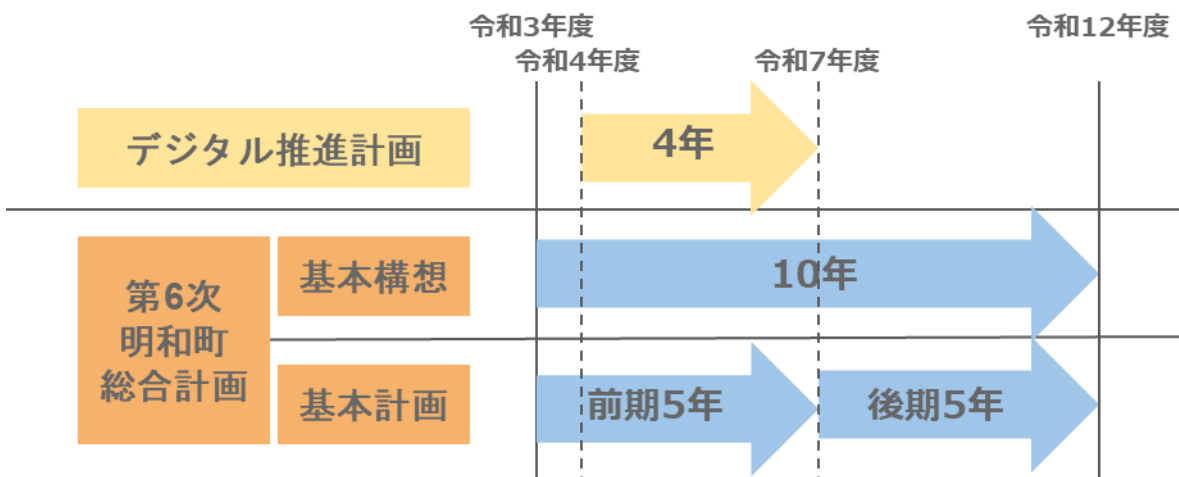
本計画は、最上位計画である「第6次明和町総合計画」をデジタルの側面から推進するものであり、将来像の「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」を実現するため、「デジタル・ガバメント実行計画」の示す指針を踏まえ、「自治体DX推進計画」が示す取り組み事項を本町で具現化するための計画として位置づけます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、「第6次明和町総合計画」の前期基本計画の期間時期に合わせて、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

なお、計画期間及び内容については、施策の取り組み状況や国の動向を踏まえ、適宜見直しを行います。



4. 計画のフォローアップ

国や三重県の「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（みえデジプラン）」（令和4年12月策定）等との整合を図りながら、広域的な連携を進めるとともに、「スーパーシティ構想⁴」や「デジタル田園都市国家構想⁵」の実現に向けて随時、必要な見直しを行っていきます。

また、取組、推進にあたっては、デジタル田園都市国家構想推進交付金や地方創生関連交付金等の国の財政的支援制度や人的支援制度を含め、国の支援制度を積極的に活用することとします。

⁴ スーパーシティ構想：特定の区域内に様々な先端技術を実装した「スーパーシティ」の設立を目的とした計画

⁵ デジタル田園都市国家構想：デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現すること

第2章 デジタル化の現状と課題

1. 国の動向

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を示しました。

このビジョンの実現においては、住民に身近な市町村の役割が極めて重要であり、ICTやAI等のデジタル技術の活用により、行政サービスの更なる向上に繋がられるよう、デジタル化を推進し、行政の簡素化、効率化を図る必要があります。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）が改訂され、行政手続きのオンライン化やマイナンバーの利活用、国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善が必要であると示されました。

さらに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日閣議決定、令和4年9月2日改定）にて具体化し、デジタル化社会に向けた取り組みを進めていくこととしています。

「自治体DX推進計画【第2.0版】」の自治体に取り組むべき事項

【自治体DXの重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) 自治体の行政手続きのオンライン化
- (3) マイナンバーカードの普及促進
- (4) 自治体のAI・RPAの利用促進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバйд対策
- (3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【その他】

- (1) BPRの取組徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

2. 町外連携

地域社会のデジタル化を進めるにあたり、自治体の枠を超えて、より広域的な視点から資源活用や課題解決を図っていくことが重要です。そのため、三重県や近隣市町との連携強化に取り組み、より良い地域のデジタル化を目指します。

(1) 三重県との連携

コロナ禍でも、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現を目指し、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けた取り組みを推進するため、三重県と緊密に連携し、オール三重で進めていくという視点で取り組みます。

(2) 三重広域連携モデルとの連携

地方では少子高齢化や過疎化により、地域や町の衰退、人口減、若者の流出等が進むなか、行政運営はさらなる人材不足や財政難が予想されます。これらの地域課題を解決する手段として、「スーパーシティ構想」や「デジタル田園都市国家構想」の検討が進められてきました。

この度、「多気町、大台町、明和町、度会町、紀北町」の5町は共同で「デジタル田園都市国家構想：三重広域連携モデル」を目指し、自治体と企業が一体となって、AI・ビッグデータ⁶などの先端技術を活用し、地域医療、モビリティ、観光振興、エネルギー等地域の社会課題の解決に向けて取り組みます。

⁶ ビッグデータ：さまざまな種類や形式のデータを含む巨大なデータ群のこと

3. 明和町の現状と課題

(1) 明和町の現状

本町の令和2(2020)年時点の総人口は22,445人となっており、昭和55(1980)年と比べると、2,941人増加しているものの、近年は減少傾向にあります。

本町では近年、年少人口、生産年齢人口が減少、老年人口が増加して推移しているため、人口減少段階に入っていると考えられます。

こうした状況から、公共サービスの分野においても人材不足は深刻化することが予想されます。今後は限りある資源を効率的に活用し、安定した公共サービスを提供することが求められることから、行政分野においてICTやAI等を活用し、行政の簡素化や効率化を図ることが必要です。

また、第6次明和町総合計画にて地域戦略ではICTを活用したまちづくりとして、今まで以上に迅速かつ的確に町民ニーズに応え、スマートシティの実現に向けたより一層のサービスの充実を図る必要があります。

本町においては、令和2年より庁舎内にRPA⁷を導入し、税務において一部処理の自動化を行っております。また、公式LINE⁸を開設し、SNS⁸による情報発信や窓口業務の手数料をキャッシュレス化とデジタル化の推進を行ってきました。

今後も、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会「Society5.0⁹」の実現を目指し進めていく必要があります。

(2) 明和町の課題

ICTを活用したまちづくりを推進する一方、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するために、デジタルデバイド¹⁰対策が不可欠となります。

また、デジタル化を取り巻く環境に対して、新たな情報セキュリティ上の脅威が発生し、情報モラルの向上と情報セキュリティの強化が求められます。

⁷ RPA：「robotic process automation」の略で、ソフトウェアロボットによる事業プロセスの自動化技術のこと

⁸ SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称のこと

⁹ Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと

¹⁰ デジタルデバイド：インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる格差のこと

第3章 明和町のデジタル化に向けた基本方針

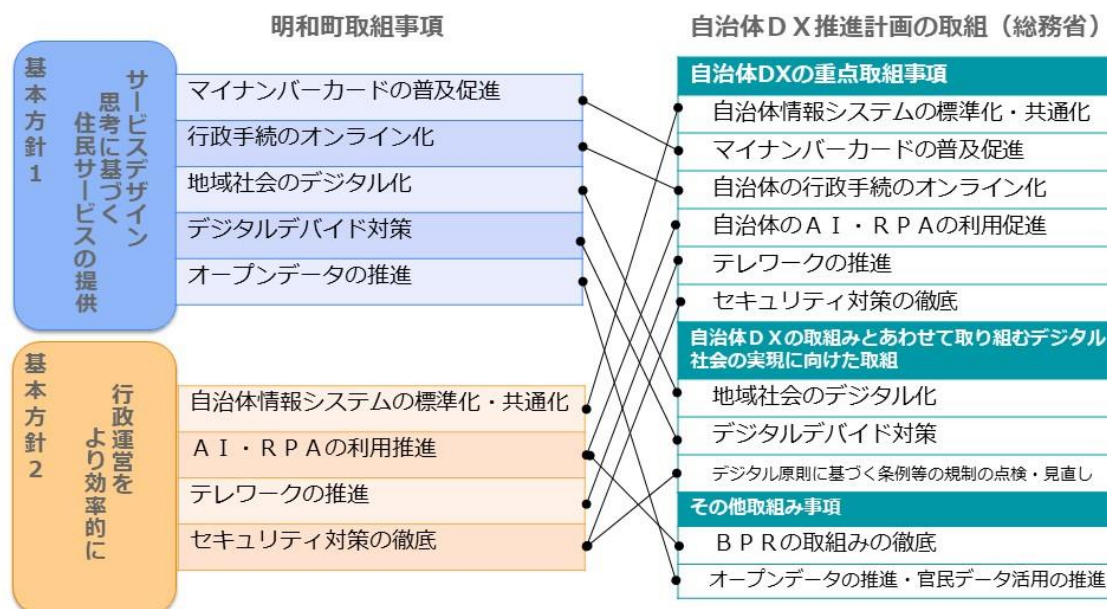
1. デジタル化に向けた方針

(1) 基本方針

デジタル技術を活用することによる町民サービスの利便性の向上および行政事務の簡素化・効率化を図るため、下記の方針で本町のデジタル化の施策・取組みを展開していきます。

基本方針1：サービスデザイン思考¹¹に基づく住民サービスの提供

基本方針2：行政運営をより効率的に



¹¹ サービスデザイン思考：サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する考え方のこと

2. 取り組み内容

明和町の基本方針に沿った取組事項と総務省が策定した「自治体DX推進計画」の取組事項について関連性を整理します。

◆基本方針1

マイナンバーカードの普及促進	
概要	令和4年度末までにほとんどの町民がマイナンバーカードを保有していることを目指す。
明和町方針	広報めいわやSNSを活用した情報発信を行い、町民のマイナンバーカード申請・保有の促進を行います。 また、発行窓口業務に対して、ICTを活用した効率化を行い、時間短縮を目指します。
行政手続のオンライン化	
概要	令和4年度末までにマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。
明和町方針	国の示す、31手続においてマイナポータルを活用したオンライン化を進めます。 また、その他手続きについてもオンライン申請ができるよう、積極的に取り組みます。
地域社会のデジタル化	
概要	デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。また、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進する。
明和町方針	デジタル社会の恩恵を多くの町民の方が実感できるよう、デジタル地域通貨の導入を検討し、身近にデジタルを感じる地域づくりを推進します。
デジタルデバйд対策	
概要	高齢者等が身近な場所で相談が行えるようにする「デジタル活用支援員」の周知等の利用促進を行うとともに、地域おこし協力隊等の地域の関係者と連携し、デジタル活用支援を実施する。
明和町方針	オンライン申請やキャッシュレス決済など、ICTを利用した町民への利便性向上を図るため、デジタル機器の利用に不慣れな町民が必要な知識・技術を習得できるよう、「デジタル活用支援事業」の周知やオンライン申請のサポートなど「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて取り組みます。

オープンデータ ¹² の推進	
概要	町保有のデータを市民や民間企業等が容易に活用できるようにするため、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（令和3年（2021年）6月15日改定）、「オープンデータ基本指針」（令和元年（2019年）6月7日改定）等を踏まえて、オープンデータ化を推進する。
明和町方針	本町においては、ホームページ上にオープンデータページを作成し、二次利用可能なデータ提供を行っています。今後は、本町が保有するデータを整理し、利用者が活用しやすい形式でオープンデータの充実を図っていきます。

¹² オープンデータ：誰でも許可されたルール の範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのこと

◆基本方針 2

自治体情報システムの標準化・共有化	
概要	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、令和 7 年度末までに、標準仕様に準拠したシステムを構築し、標準化の対象となる業務を移行する。</p> <p>また、情報システムについては、行政運営の効率化等を推進するため、国のガバメントクラウド（Gov-Cloud）上に構築を検討する。</p>
明和町方針	<p>国の策定する標準仕様に準拠したシステムへのスムーズな移行に向けて、業務の棚卸や見える化を推進し、現行システムと標準システムの差分を把握します。</p> <p>また、現在行っている 6 町クラウドとの連携を取り、計画的な標準システムの導入を図り、必要に応じてガバメントクラウドへの移行も検討します。</p>
自治体の A I ・ R P A の利用推進	
概要	<p>自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等を契機に、A I ・ R P A 導入ガイドブックを参考に、A I や R P A の導入・活用を推進する。</p>
明和町方針	<p>全業務量調査を行った結果や他市町の取組事例を参考に、効果の大きい業務を選定し、A I ・ R P A を活用した業務効率化を図ります。</p>
テレワークの推進	
概要	<p>感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段として、国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に、テレワークを推進する。</p>
明和町方針	<p>業務の棚卸や見える化を推進し、テレワークに対応可能な業務の選定やテレワークに関する運用ルールの策定などを整備し、積極的なテレワークの活用を行います。</p>
セキュリティ対策の徹底	
概要	<p>改定後の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。また、条例・規則等の点検・見直しを実施する。</p>
明和町方針	<p>改定セキュリティポリシーガイドラインを前提として、明和町セキュリティポリシーの見直しを行い、行政手続きのオンライン化やテレワークなどのセキュリティ対策の強化を図ります。</p> <p>また、「自治体の三層の対策」について業務の利便性・効率化を考え必要に応じて見直しを行います。</p>

第4章 自治体DXに向けて

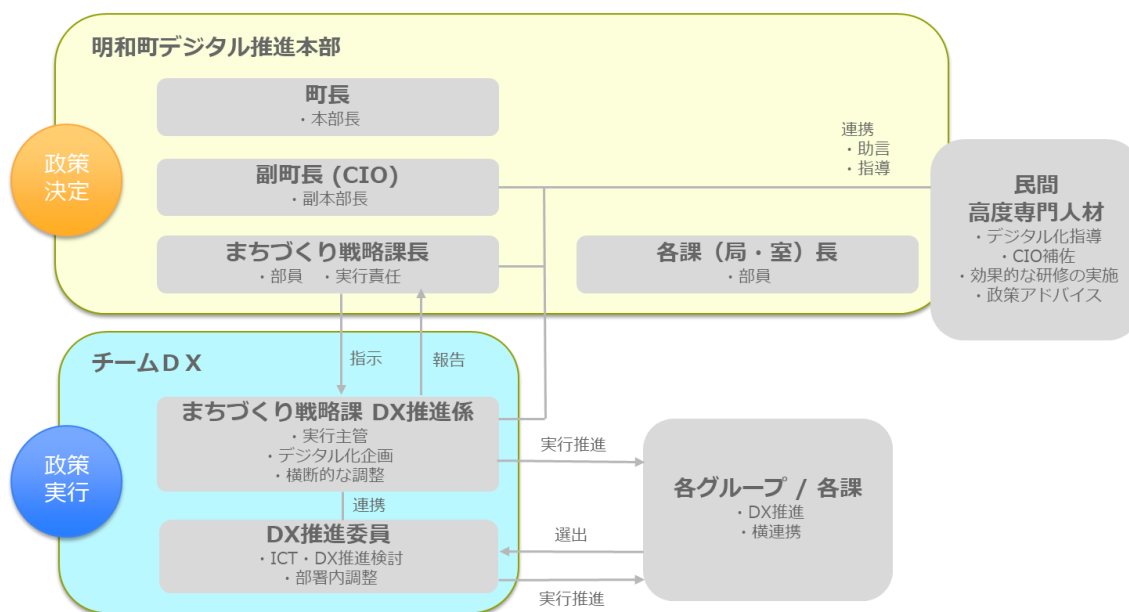
1. 推進体制

(1) DX推進体制

本町において限られた予算の中、組織の壁を越えて、情報システムの標準化・共通化等のDXを推進するためには、効率的な推進体制が必要です。

そのため、全庁的・横断的な推進体制として「明和町デジタル推進本部」及び「明和町DX推進委員会（チームDX）」を設置し、本計画の取組状況の確認や効果を分析し、必要に応じて計画の見直しを実施します。

また、職員のデジタル人材育成や、専門的知見から助言ができる外部人材の活用に関する国の支援策等も活用しながら、本計画の推進体制を強化していきます。



～自治体D X～明和町デジタル推進計画

令和5年3月

三重県明和町

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地

事務局 明和町まちづくり戦略課

TEL 0596-52-7112 FAX 0596-52-7133

E-mail senryaku@town.mie-meywa.lg.jp